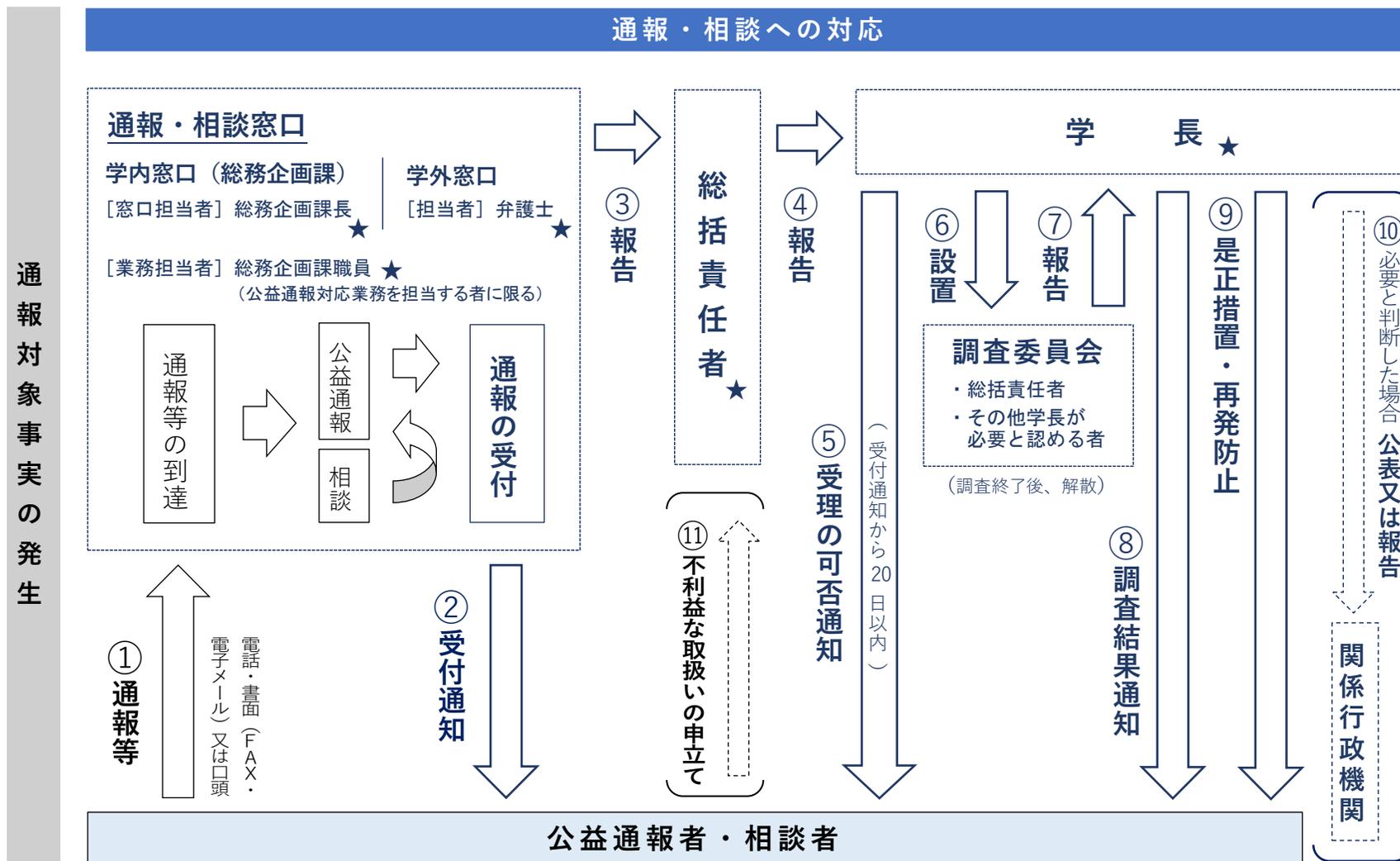


[公益通報等の流れ]



通報対象事実の発生

※ ★： 公益通報対応業務従事者
(公益通報者保護法第11条第1項)

※ 被公益通報者が役員又は副学長である場合の措置：
【③】 窓口担当者は、総括責任者に代えて監事に報告を行う。
【④～⑩】 監事は、役員又は副学長に関係する事案であると認めるときは、役員及び副学長からの独立性を確保する措置を講じたうえで、総括責任者に代わり当該公益通報対応業務を総括する。